

特定非営利活動法人北海道フードバンクネットワーク 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人北海道フードバンクネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、北海道内フードバンク団体が抱える課題解決やフードバンク活動を行う団体の連携と相互扶助を推進することにより、食品ロス削減、貧困問題の解決に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 社会教育の推進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) フードバンク間の連携と相互扶助に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体及び法人
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した正会員に準ずる団体及び法人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体並びに法人

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本

人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (4) その他、前号に準ずる場合で、理事会が会員として不相当と判断したとき。

(会費の不返還)

第12条 既納の会費は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1)職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちから、総会の議決により選定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人のインターネット・ホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	片岡 有喜子
副理事長	池田 誠
理事	松崎 愛
理事	井上 俊一
監事	石川 信行

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

年会費 10,000円

(2) 準会員

年会費 5,000円

(3) 賛助会員

法人年会費 1口 30,000円

個人年会費 1口 3,000円

要綱様式1

役員名簿

法人名	特定非営利活動法人北海道フードバンクネットワーク
-----	--------------------------

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	片岡 有喜子		無
副理事長	池田 誠		無
理事	松崎 愛		無
理事	井上 俊一		無
監事	石川 信行		無

設立趣旨書

1 趣旨

フードバンクとは、余剰した食品を企業・農家・個人から無償で受け取り、福祉施設・困窮世帯等へ無償で渡す活動です。(食品ロスの削減と困窮者支援が一体となった社会貢献活動です。)

フードバンクの現状の課題として、各フードバンク団体がある地域によって集まりやすいものが違う、食品を必要とする方の状況(傾向)が異なるということがあります。

そこでお互いにフードバンク同士がその地域で余剰する食品を融通することで、常温品から農産品まで、様々な食品をフードバンクが流通できるようになります。

今食事に困っている世帯は、調理器具が使える世帯からライフラインが切れている世帯まで状況は様々です。そのため、多種多様な食品を備えておく必要があるからです。

そのように物を平準化することで、地元での多様なニーズに応え、その地域で頼られる存在となることができます。

私たち北海道フードバンクネットワークは、「北海道のどこで困っても食品が受け取ることができる」食のセーフティネットの構築を目標に掲げています。

北海道はとても面積が広く、そのため20か所弱のフードバンクですべての地域をカバーすることが困難です。

そこで、すでにあるフードバンク団体同士が、フードバンクならではの困りごとをスピーディーに解決するためのプラットフォームとなる必要があります。

同時に、フードバンクがない地域でフードバンクを始めたい方への「フードバンク団体の立ち上げ」を支援いたします。

2 申請に至るまでの経過

上記の目的を達成すべく、組織の基盤を確立し、情報公開を進めることにより社会的な信用を得て、活動の幅を広げていくためにも特定非営利活動法人化が必要と考え、設立総会にて皆の賛同を得ることができ、ここに特定非営利活動法人北海道フードバンクネットワークを設立することとなりました。

令和7年12月1日

特定非営利活動法人北海道フードバンクネットワーク

設立代表者 住所

氏名 片岡 有喜子

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人北海道フードバンクネットワーク

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を実施することを目標とするとともに、当法人の活動や理念を知ってもらうため、営業および広報活動にも力をいれていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
フードバンク 間の連携と相 互扶助に関す る事業	フードバンク間の交流及び相互研鑽の促進、活動支援、広報活動、食品等の分配及び平準化、調査研究及び政策提言	(A) 通年 (B) 北海道内全域 (C) 10人	(D) フードバン ク団体 (E) 不特定多 数	147

令和9年度の事業年度の事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人北海道フードバンクネットワーク

1 事業実施の方針

- ・二期目の令和9年度は、以下の事業を実施することを目標とするとともに、当法人の活動や理念を知ってもらうため、営業および広報活動にも力をいれていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
フードバンク 間の連携と相 互扶助に関す る事業	フードバンク間の交流及び相 互研鑽の促進、活動支援、広報 活動、食品等の分配及び平準 化、調査研究及び政策提言	(A) 通年 (B) 北海道内全域 (C) 10人	(D) フードバン ク団体 (E) 不特定多 数	210

設立当初の事業年度 活動予算書
 法人成立の日から令和9年3月31日まで
 特定非営利活動法人北海道フードバンクネットワーク
 (単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	130,000		
準会員受取会費	15,000		
賛助会員受取会費	0	145,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	200,000	200,000	
3. 受取助成金等			
4. 事業収益			
5. その他収益			
経常収益計			345,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計			
(2) その他経費			
通信費	55,000		
役務費	40,000		
消耗品費	22,000		
広報費	8,000		
雑費	22,000		
その他経費計	147,000		
事業費計		147,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			
会議費	5,000		
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	5,000		
管理費計		5,000	
経常費用計			152,000
当期経常増減額			193,000
III 経常外収益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			193,000
設立時正味財産額			484,000
次期繰越正味財産額			677,000

令和9年度 活動予算書
 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
 特定非営利活動法人北海道フードバンクネットワーク
 (単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	140,000		
準会員受取会費	25,000		
賛助会員受取会費	30,000	195,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	300,000	300,000	
3. 受取助成金等			
4. 事業収益			
5. その他収益			
経常収益計			495,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計			
(2) その他経費			
通信費	70,000		
役務費	50,000		
消耗品費	30,000		
広報費	20,000		
雑費	40,000		
その他経費計	210,000		
事業費計		210,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費			
人件費計			
会議費	10,000		
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	10,000		
管理費計		10,000	
経常費用計			220,000
当期経常増減額			275,000
III 経常外収益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			275,000
前期繰越正味財産額			677,000
次期繰越正味財産額			952,000